

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 12 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

平成26年度省エネルギー型建設機械導入補助金 の公募開始について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における地球温暖化防止に効果的な対策として、処理施設内で使用する建設機械等の新規導入や更新の際、温暖化対策に配慮した機種を選定することも有効であります。

これらの状況を踏まえ、経済産業省では「省エネルギー型建設機械導入補助金」の公募について、別添の通り、開始いたしました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、下記の連絡先へ確認頂ければと存じます。

記

【事業名】 省エネルギー型建設機械導入補助金

【概 要】 事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費について、その一部を補助することにより、現場等で使用される省エネルギー型建設機械の普及促進、市場活性化及び一層の省エネルギー性能の向上等を支援する。

【U R L】 <http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140606004/20140606004.pdf>

【連絡先】 一般財団法人製造科学技術センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番20号虎ノ門実業会館9階

担当：省エネ機械導入促進事業本部 / 山崎、松島

Tel : 03-6257-3835

(連合会担当：横山)

平成 26 年 6 月 6 日

平成 26 年度省エネルギー型建設機械導入補助金の公募を開始しました

～省エネルギー型建設機械の普及促進に向けて～

経済産業省では、平成 26 年度「省エネルギー型建設機械導入補助金」の公募を本日開始しました。

本事業は、「ハイブリッド機構」、「電気駆動」又は「情報化施工機器」等の省エネ技術が搭載された車両について、上限額 300 万円として補助するものです。

1. 事業の目的

本事業は、建設事業者等が省エネルギー型建設機械を導入する際に必要な経費について、その一部を補助することにより、建設現場等で使用される省エネルギー型建設機械の普及促進、市場活性化及び一層の省エネルギー性能の向上等を支援し、低炭素社会の実現に資することを目的とするものです。

2. 補助対象事業

民間企業等（民間企業、その他の法人（独立行政法人を除く）及び個人事業者）が行う省エネルギー型建設機械（以下「補助対象車両」という。）の導入を対象とします。※詳細は別添資料を参照ください。

3. 補助率等

補助率：補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の 2/3

補助上限額：300 万円

4. 公募期間

平成 26 年 6 月 6 日（金）～平成 27 年 2 月 27 日（金）

※平成 26 年 4 月から募集開始以前に購入された補助対象車両についても、遡って補助金の交付を認めますが、7 月 1 日までに必ず申請してください。

※年度内にある一定の公募期間を複数回設けることなく、随時募集（予算が無くなり次第、終了）とします。

5. 申請・問い合わせ先（執行管理団体）

一般財団法人製造科学技術センター 省エネ機械導入促進事業本部

担当：山崎、松島

電話：03-6257-3835

HP：<http://www.eco-kenki.jp/>

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局産業機械課長 須藤

担当者：根津、浅井

電話：03-3501-1511（内線：3821）

03-3501-1691（直通）

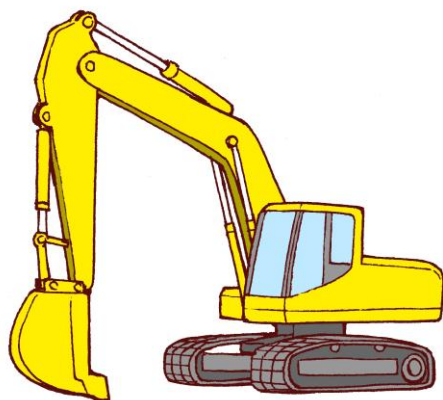
○補助対象事業の詳細

事業内容

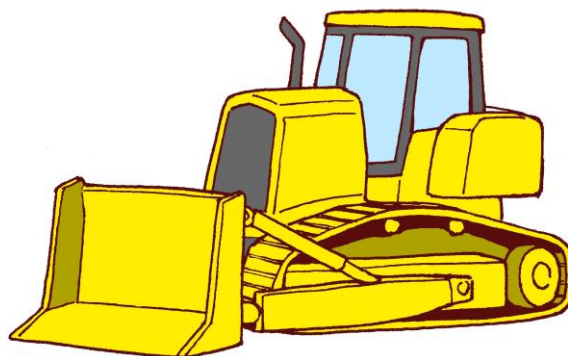
- 民間企業等が、国土交通省策定の燃費基準値を超える(3つ星以上)燃費性能等を有し、かつ、オフロード法排出ガス四次規制(2011、2014年)等に適合した建設機械を導入する際、その導入費用について一部補助を行う事業です。
- 対象となる建設機械の機種は、上記の要件をクリアした『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されている油圧ショベル、ブルドーザ及びホイールローダの3機種です。

補助対象車両

- 補助対象車両については、執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定し、HP等で広く公表しますので、詳しくは、「5. 申請・問い合わせ先(執行管理団体)」までお問い合わせください。
- 代表的な補助対象車両



ハイブリッド油圧ショベル



情報化施工機器搭載ブルドーザ

申請手続き

- 補助金の申請については、当該補助対象車両の販売事業者又は製造事業者が申請者に代わって申請を行うことができます。
※補助対象車両の販売事業者又は製造事業者については、下記執行管理団体のHP上からご覧下さい。

HP: <http://www.eco-kenki.jp/>